

補助対象確認シート

定住促進事業費補助金の対象になる方は、次の項目のすべてに該当する必要があります。
また、補助対象かどうかの最終判断は、補助金交付申請書類等によりますので、このシートは該当の目安としてご使用ください。

【確認内容】

- ①豊橋市への転入は、平成30年9月1日以降ですか？
※ 豊橋市への転入が平成30年8月31日以前の場合、「転入者」としては補助対象となりません。市内での移転の場合は、「転入」を「転居」と読み替えてください。
- ②お住まいの家屋は、平成30年9月1日以降にあなたが取得（新築のほか、分譲マンション、中古住宅の購入を含む）されましたか？（又は取得する予定ですか？）
※ 対象となる家屋の所有者（名義）にあなたが含まれない場合、補助対象となりません。
- ③お住まいの家屋は、歩いて暮らせるまち区域（★）に位置していますか？
★ 公式豊橋市ホームページの「定住促進補助金」の対象区域かどうかの位置を検索することができます。<https://www.city.toyohashi.lg.jp/31847.htm>
- ④連続して10年以上、お住まいの家屋に定住することを決めていますか？
※ 申請書類「定住誓約書」により確認させていただきます。
- ⑤お住まいの皆様の中に豊橋市における、市税等の滞納はありませんか？
※ 担当部署に照会し、納付状況を確認させていただきます。
- ⑥お住まいの皆様の中に暴力団員はいませんか？
※ 申請書類「定住誓約書」により確認させていただきます。
- ⑦お住まいの家屋には風呂、台所、便所はありますか？
※ これらの設備がない場合は、補助対象家屋となりません。
- ⑧お住まいの家屋のうち、居住の用に供する延べ床面積は50㎡以上ありますか？
※ 店舗などに併設されたお住まいは、居住の用に供する部分が補助対象範囲となります。
- ⑨お住まいの家屋（歩まち区域）に引っ越す前は、どこに何年間住んでいましたか？
【◎：助成の対象です。 ○：1/2助成の対象です。】
- ◎市外（3年間以上）→豊橋市（お住まいの家屋）
◎市外（3年間以上）→豊橋市（賃貸に5年間以下）→豊橋市（お住まいの家屋）
○市外（3年間以上）→豊橋市（区域外の賃貸に5年間以上）→豊橋市（お住まいの家屋）
×市外（3年間以上）→豊橋市（区域内の賃貸に5年間以上）→豊橋市（お住まいの家屋）
○5年間以上豊橋市在住（区域外）→豊橋市（お住まいの家屋）
×5年間以上豊橋市在住（区域外）→豊橋市（区域内に3年間以上）→豊橋市（お住まいの家屋）

【問い合わせ先】 豊橋市役所 都市計画部 都市計画課 電話 0532-51-2622